

令和6年度 土岐市立幼稚園園児募集要項

土岐市立幼稚園では令和6年4月からの入園児を次のとおり募集します。

1. 対象者

令和6年4月1日現在で土岐市に住所を有する(予定者含む)3歳以上で未就学のお子さん。
全ての幼稚園で3歳児から5歳児の募集を行います。

年齢(クラス)	対象	定員(目安)※
5歳児(年長)	平成30年4月2日～ 平成31年4月1日生	泉幼稚園 60名 泉幼稚園以外の幼稚園 30名
4歳児(年中)	平成31年4月2日～ 令和2年4月1日生	全幼稚園 30名
3歳児(年少)	令和2年4月2日～ 令和3年4月1日生	全幼稚園 20名

※ 定員を超える希望があった場合は原則抽選となります(「4.入園抽選」をご確認ください)。

※ 定員は目安のため、実際の受け入れ人数とは異なる場合があります。

☐ 校区外の幼稚園でも申し込みができます。

2. 入園申込方法

入園を希望される方は、10月10日(火)から19日(木)の期間(土日を除く、午前9時から午後5時まで)に各幼稚園で入園願書等を受け取り、必要事項を記入のうえ、下記により提出してください。

◇泉幼稚園を希望する場合

対象者	提出日	時間	提出場所
在園児	10月20日(金)	9:00～16:00	泉小学校附属幼稚園
新入園児	3,4歳児 10月23日(月)	9:00～16:00	
	5歳児 10月24日(火)	9:00～16:00	

◇泉幼稚園以外の園を希望する場合

対象者	提出日	時間	提出場所
在園児	10月23日(月)	9:00～16:00	入園を希望する 幼稚園
新入園児	10月24日(火)	9:00～16:00	
		土岐津幼稚園のみ 11:00～16:00	

提出書類	5 歳児	入園願書、入園申込書 ※預かり保育が必要な方は、入園申込日に申請書をお渡ししますので、各園の指定する期日までに提出してください。
	3・4 歳児	入園願書、入園申込書

- ☐ 新入園の場合やこれまでの金融機関等を変更したい場合は、上記のほか「土岐市歳入金口座振替申込書」を3月末までに金融機関に直接提出してください。
- ☐ 申し込みは、お子さん1人につき1園1通に限ります。2園以上または2通以上申し込んだ場合は、いずれも無効となります。認定こども園との併願もできません。

3. 教育・保育給付認定

幼稚園や認定こども園等を利用する際には、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。申請に基づく認定区分により利用できる教育・保育施設が異なります。

認定区分	年齢区分	保育の必要性	利用時間	利用できる施設
1号（教育認定）	満3歳以上	不要	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
2号（保育認定）	満3歳以上	必要	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園（保育園部）
3号（保育認定）	満3歳未満	必要	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園（保育園部） 地域型保育事業所

幼稚園を利用する場合は1号認定を受けていただく必要があります。教育・保育給付認定は願書提出とあわせて申請を行っていただきます。

4. 入園抽選

定員を超える申し込みがあった場合に行います。抽選が行われる場合は、後日対象者の方へ開催案内を郵送します。なお、抽選は5歳児、4歳児、3歳児の順に行います。

抽選日（予定）：11月2日（木）

次に該当する場合は優先して入園を決定します。

①進級する場合

3歳児（年少組）として在園している園児が来年度同じ幼稚園の4歳児へ進級する場合

4歳児（年中組）として在園している園児が来年度同じ幼稚園の5歳児へ進級する場合

②きょうだいが同時入園する場合

③校区内に入園する場合

※①②③の順に優先順位を決めます。

※申込日前日までの各園の願書配布数については、市のホームページに掲載します。

<https://www.city.toki.lg.jp/>

トップページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 保育園・幼稚園・こども園

5. 面接

市内の幼稚園・保育園・こども園に通園していない方については、面接を行います。面接は入園前にお子さんの様子を拝見し、よりよい教育・保育を行うために行うもので、入園の可否を決定するものではありません。詳しい日時や場所等は入園申込日にお知らせします。

6. 教育時間・日数

【教育時間】 午前8時30分から午後2時30分まで

【教育日数】 小学校の授業日数に準じます（夏休み、冬休み等も原則小学校と同様です）。

7. 保育料等

保育料は無料です。

ただし、副食費（月額3,900円）を別途徴収するほか、学習費、PTA会費等が必要となります。次の要件のいずれかに該当するお子さんについては、副食費が免除となります。

①市民税所得割が77,101円未満の世帯のお子さん

②同一世帯で小学校3年生までのきょうだいや3歳以上の幼稚園やこども園等を同時に利用するきょうだいがある場合、そのうちの3人目以降のお子さん

③市民税所得割額が97,000円未満の世帯（第2～5階層）で、18歳未満のきょうだいが3人以上ある場合、そのうちの3人目以降のお子さん

8. 一時預かり事業（預かり保育） ※5歳児のみ

保護者の就労や病気、親族の介護などの事情で、教育時間終了後にご家庭での保育が困難な5歳児について、全幼稚園で午後7時まで一時預かり事業（預かり保育）を実施します。

預かり保育を実施するのは、開園日及び夏休み、冬休み（12/29～1/3は除く）、春休み（卒園式後～3/31）期間です。

【利用申請】

預かり保育の利用を希望する方は、入園申込日にお渡しする次の①②の書類に③の書類を添付して各園の指定する期日までに提出してください。

①土岐市立幼稚園一時預かり事業利用申請書

②子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）

③保育が必要な理由に応じた証明書類（父母とも）

保育が必要な理由	就労	疾病・障がい	その他
提出書類	就労証明書	診断書等	こども家庭課へお問い合わせください

※年度途中で預かり保育を利用開始・休止等する場合は、前月の20日までに園に「預かり保育変更申請書」を提出してください。

【預かり保育料】

預かり保育の保育料については、上記②子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）を市に提出し、施設等利用給付認定を受けることで午後6時までの預かり保育の保育料が無料となります。ただし、おやつ代（月額1,300円）を別途徴収します。

午後6時以降の利用や、施設等利用給付認定を受けずに預かり保育を利用する場合は、保護者の世帯の市町村民税額により保育料を決定します（預かり保育料基準額表参照。国の制度改正等により変更となる可能性があります）。なお、市町村民税の決定にあわせて、年度の途中（9月）で保育料の再算定があります。

保育料及びおやつ代は毎月月末に口座振替により徴収します。残高不足等のないようお願いします。

【預かり保育料基準額表】

（月額、単位：円）

階 層			預かり保育 ^{※3}		
(3階層以上の金額は、市民税所得割 ^{※1} の額)			通常利用	延長利用	8月
1	生活保護世帯		0	0	0
2	市民税非課税	ひとり親世帯等 ^{※2}	0	0	0
		上記以外	2,000	800	5,000
3	48,600円未満 (均等割のみ課税を含む)	ひとり親世帯等	1,200	500	3,000
		上記以外	2,400	1,000	6,000
4	48,600円以上 77,100円未満	ひとり親世帯等	1,500	600	3,750
		上記以外	3,000	1,200	7,500
5	77,100円以上 97,000円未満		3,800	1,600	9,500
6	97,000円以上 131,000円未満		4,200	1,700	10,500
7	131,000円以上 169,000円未満		4,600	1,900	11,500
8	169,000円以上 301,000円未満		4,800	2,000	12,000
9	301,000円以上 397,000円未満		4,900	2,000	12,250
10	397,000円以上		5,000	2,000	12,500

備考

- ※1 保育料の算定においては、市民税の寄付金控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除等は対象となりません。これらの控除を受ける前の税額で保育料を決定します。
- ※2 ひとり親世帯等とは、母子及び父子家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯、特に困窮していると市長が判断した世帯です。
- ※3 預かり保育料は市立幼稚園の5歳児が対象となります。通常利用は18時までの利用となり、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を市へ提出し施設等利用給付認定を受けた場合は、通常利用及び8月の預かり保育料は無料となり、18時以降の利用は延長利用の額を徴収します。また、おやつ代（月額1,300円）を別途徴収します。ただし、市民税所得割が77,101円未満の世帯のお子さんについてはおやつ代が免除となります。施設等利用給付認定を受けていない場合、通常利用の額に加えて18時以降の利用は延長利用の額を徴収し、8月に利用する場合は8月の額を徴収します。

【夏休み・冬休み・春休み期間】

夏休み・冬休み（12/29～1/3 は除く）・春休み（卒園式後～3/31）期間中も保護者の就労などの事情で、家庭での保育が困難な5歳児について預かり保育を実施します。通常の預かり保育を受けている5歳児が優先です。なお、給食はありませんので、弁当持参となります。

	夏休み・冬休み・春休み期間以外	夏休み・冬休み・春休み期間
預かり保育実施日	幼稚園実施日	月曜から金曜まで ※祝日及び園都合による休日を除く ※お盆時期等は、他園と合同で実施する場合があります
預かり保育時間	午後2時30分から午後7時まで	午前8時から午後7時まで

9. その他

- ☐ 入園式は令和6年4月5日（金）の予定です。
- ☐ 申込日以降及び年度途中の入園申込については、定員の範囲内で随時受け付けます。
- ☐ 3・4歳児の入園希望者が少ない場合は、事業を中止するか、混合クラスになる場合があります。
- ☐ 夏休み期間等の預かり保育は、利用者が少数の場合、他園と合同で実施することがあります。
- ☐ 夏休みの期間のみ認定こども園（保育園部）等に転園（退園及び再入園）することはできません。

<土岐市立附属幼稚園一覧>

幼稚園名	所在地	電話番号
土岐津小学校附属幼稚園	土岐津町土岐口 2005-1	☎0572-54-3520
駄知小学校附属幼稚園	駄知町 1858-1	☎0572-59-5103
泉小学校附属幼稚園	泉中窯町 1-5	☎0572-55-3449
泉西小学校附属幼稚園	泉町久尻 1413-2	☎0572-55-5727

問合せ先：土岐市役所こども家庭課（0572-54-1111 内線 186・187）または各幼稚園